

<祈りのために>

あなたがたが聞いているとおり、「隣人を愛し、敵を憎め」と命じられている。しかし、わたしは言うておく。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。

マタイによる福音書5章43,44節

イスラエルの民は神の愛を受けて、奴隷の地から引きだされ神を礼拝する民とされました。神を愛し人を愛することが彼らの命であり、幸いの源であります。律法は「復讐してはならない。民の人々に恨みを抱いてはならない。自分自身を愛するように隣人を愛しなさい。私は主である」(レビ記19:18)と命じています。けれども、イスラエルの人々にとって「隣人」とは、神との契約関係を結んだ同じ立場の人でした。外国の人、律法に反する人は隣人とは見ませんでした。

主イエスは、マタイによる福音書5章に、旧約聖書にはこのように言われているがわたしはあなたがたに言うて、律法を飛び越える教えを示されました。主イエスは旧約の律法を廃するためではなく成就するためにお出でになられたのです。神の愛はこのお方によって明らかにされ、神の栄光が現されるのです。

主イエスのこの言は、単に人々の生活の改善や、人格形成のために役立つ教えではありません。聞く者に拒絶反応を起こさせ、抵抗せざるを得ないものでした。だれも敵を愛することは出来ません。わたしたちの周りにも、耐え難い敵対者が多くいます。やはり許すことが出来ないのです。主は「しかし、わたしは言うておく。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい」と命令します。その根拠は「あなたがたの天の父の子となるためである」と明快に言われます。神は全ての人に神の恵みをお与えになられます。ただ強引な神の命令ではなく、神のご性質が愛でありますから、誰もが神に愛されて生きるのです。クリスマスに、全世界の人々に「あなたがたのために救い主がお生まれになった。この方こそメシアである。」「神は、その独り子をお与えになったほどに、世を愛された。」と十字架に向かわれる方の誕生のメッセージが届けられました。人間には出来ない、敵を愛する扉が主イエスによって開かれました。内村鑑三は言ったそうです「クリスマス!・・・私どもの敵も味方も、みなこの日に生まれ変わらなければなりません。世界万国の人がみなこの日をその誕生日と定むるに及んで初めて本当の平和が地上に望むのであります。」と。主イエスはこの年、父の子とされた者たちに「平和を実現する人々は、神の子と呼ばれる。」と励まし、「御国が来ますように。」と祈ることを求めるのです。

<祈り>

神さま、私たちが人を憎んだり、私たちの国が敵国を想定し、国防軍を備え、戦争を行う国となることがありませんように、守り、導いてください。

加藤正勝(滝川教会牧師、大会靖国神社問題特別委員会委員長)

ヤスクニ問題とわたし

小林 正（高槻教会長老）

「靖国神社国家護持法案」が国会で審議された時代、私は 20 代の青年であった。当時、この法案に対する動きは日本キリスト教会だけではなく、宗教界全体と宗教界以外の団体においても、政教分離を高らかに明文化している憲法第 20 条（信教の自由、国の宗教活動の禁止）違反として敏感に危機感を覚えて反応したように記憶する。「靖国神社国家護持法案反対」の意思表示のデモ行進を高井牧師と一緒に梅田まで歩いた。また、高井牧師は「靖国神社国家護持法案反対」の意思表示のため「ハンガーストライキ」を長期間行った。

これらの行動は一つの地域、一つの教会に止まらなかったことを覚えている。国家はこれらの社会的な反対運動を分析し、今は「靖国神社国家護持法案」を継続審議にするのは好ましくないと判断し「廃案」にしたと私は思っている。その後、明確な形での「靖国神社国家護持法案」は提出されていないが、8 月 15 日の敗戦記念日には時の総理大臣を初め、国会議員の「靖国神社参拝」が大きく取り上げられている。私はマスコミで取り上げられている反応を国家は分析しているのではないかと思う。私たちを取り巻く社会が「靖国神社国家護持法案」に関心を持たなくなった時、或いは、私の昔の同僚が「1 個ぐらいそんな神社があっても良いのではないか」と言った声大きいと国家が判断した時、「靖国神社国家護持法案」はその内容を変えてくるかも分からないが、国会で審議される危惧を持っている。特に、今回の衆議院議員選挙結果による憲法改正論議を報道で聞き新聞で読む時、大きな危機を感じる。そのような意味で、日本キリスト教会が為政者に送る発信は、とても大切な働きをしていると言える。しかし、今年 70 歳を迎える私は、「靖国神社問題」に常に関心を持ち続けることは難しいと実感していた。

そのような時に、滝川教会の長老、谷内榮氏の講演録を読む機会が与えられた。砂川市にある「空知太神社」（そらちぶとじんじゃ）が、市の所有地を無償で使用しているのは明らかな憲法違反であるとの最高裁判所の判決結果の講演録である。これは、近畿中会の「教会と国家に関する委員会」が主催した 2011 年の「8・15 講演会」になされたものであるが、私にとっては「靖国神社問題」を身近に引き寄せるものとなった。

講演録の中で、谷内榮氏のご自身が「軍国少年」であったことを告白されている。15 歳の「軍国少年」が海軍予科練習生として訓練を積み、天皇陛下のために死ぬことが「男の本懐」と思い入隊しようとした時に敗戦を迎え、悔しさのあまり「天皇の国＝神の国」の再建を誓い合ったことが記されている。この事は、本当に教育の恐ろしさを思わされる。その後、谷内榮氏は「軍国少年」から離れてキリスト教と出会い、中学の英語教師として「平和教育」を目指して歩んで来られた。教師を退職されてから市有地に「空知太神社」があり、祭事を行っていることに疑問を持ち、2004 年に裁判に訴えられた。地裁・高裁では違憲判決がなされたが、2010 年の最高裁判決は、違憲と認めつつ、神社施設の撤去については「札幌高裁」に差し戻しとなったことが記されている。この谷内榮氏の働きは全国の諸教会でも十分知られていることと思う。

私は、私たちの周りに「空知太神社」と同様の建物は多くあるのではないかと思わされた。また、このような闘いは長期間続くことも知らされた。「靖国神社問題」を考える時、私たちの身近な事柄の中に信仰の確立を目指し続けることが大切だと思わされた。

「教会と国家」の視点で現代を考える

…橋下・日本維新の会問題を中心に…

講師：袴田康裕（日本キリスト改革派園田教会牧師）

日時：2012年12月3日

場所：蒲田御園教会

教会あるいはキリスト者が、直接に伝道するだけではなく、現代を考え、日本の問題に関わるのは、どういう視点からなのだろうか。日本キリスト教会には、靖国神社問題委員会や人権委員会が置かれ、その活動の一つとして、国家に対して要望や声明を提出している。たとえば原発問題は、多くの団体が取り組んでおり、色々な視点から学びや運動や戦いが展開されているが、キリスト教会はどのような視点から運動を展開すべきなのだろうか。

今回の講演は、最初に、教会あるいはキリスト者が学び、運動し、戦う視点(あるいは土台)は、聖書そして「ウェストミンスター信仰告白 23章「国家的為政者について」第1～4節（3節については1788年合衆国長老教会総会改定文も示された）であると指摘された。さらに講師は、後者の信仰告白から7つの事が導かれることを示した。良心の自由の問題に関しては、20章2節が示された。その信仰告白に基づき、表題の問題についての現状を分析また批判をされた。

例えば、教育権は国家が持つのか、それとも両親・保護者が持つのかということに関して、日本では、1890年の教育勅語では、国家が教育権を持つように定められていた。戦後の教育基本法では、国家の教育権を明確に否定したが、2006年の改定ではその部分が曖昧にされ、さらに政治が教育に介入することが目指されていると指摘された。その方向を放置・容認すれば、たとえば、露骨な異教的な教育がなされることになるかもしれない。聖書(十戒の第5戒、申命記6・6-7))には、教育権は両親・保護者にあると記されており、国家に教育権があるという立場とは全く対立しているのである。

教育権、基本的人権の問題、エネルギー問題、天皇制の問題など日本の現代の問題を、わたしたちの信仰告白の関連問題として学び、自覚し、その結果を何らかの形で表現していかなければならない。賛成なり、反対なり、表現しなければ現状を追認しているということになるだろう。教会あるいはキリスト者は、歴史認識の違いや日本国憲法の視点を学ぶことも重要である。しかし、歴史認識、法律、あるいは日本国憲法は、変化する可能性がある。キリスト者あるいは教会が、国家教に反対する意志決定の視点は、神から与えられている普遍的な信仰の内容によらなければならない。教会は国家から自律していなければならない。良心の主は国家ではなく主なるイエス・キリストである。今回の学習会で、これらの点を確認できたことは感謝であった。

(栗田英昭 東京中会靖国神社問題特別委員会 多摩ニュータウン永山伝道所牧師)

より現実的な信仰の闘いを！

…衆議院選挙の結果を見て…

加藤正勝(靖国神社問題特別委員会委員長)

私たち日本キリスト教会は1960年代から、建国記念日制定の動きに反対し、靖国神社法案に対する国家の保護に反対する運動を全教會的に展開し、今も継続的に国家と教會に関わる問題を信仰の告白として闘っています。過去の日本が超国家主義、軍国主義として国家が思想統制、民主主義を圧迫し、思想、信教の自由を奪い、戦争によってアジアの人々、国内の市民に大きな犠牲をもたらしたからです。わたしたちは教會の戦争責任を覚えながら二度と戦争をしないとの決意をし、国家を初めこの世の秩序が神が与える正義と公正、平和に反するとき、御言葉にふさわしい仕方で戦い、抵抗することによってキリストの証人として生きようとしています。

2012年12月に行われた衆議院選挙の結果、民主党は惨敗し自民党が圧倒的多数を占め、公明党との連立政権が始まりました。再登板の安倍首相は今度はやり遂げると豪語しています。もし次期参議院選挙でも過半数になれば暴走する危険性があります。

危惧する第1のことは自民党が結党以来陰に陽に着々と準備していた「日本国憲法の改悪」と天皇制の復元を選挙公約としてきたことです。「憲法改正により自衛隊を国防軍に位置付ける。集団的自衛権の行使を可能とする。元首である天皇を規定。国旗は日章旗、国歌は君が代とする。憲法改正の発議用件を3分の2から衆議院参議院それぞれの過半数に緩和とする」（北海道新聞）。これでは平和、国民の自由、平等、基本的人権が侵されます。また自民党の改憲草案には憲法20条があります。権力側の本丸はこれだと言われます。3項「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教活動をしてはならない。」改正は追加して「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない。」いかなる関わりも儀礼、習俗、わが国の文化ということで容認します。その分離の限度は権力が決定する。これでは国家と神道の結びつきは限度なく、「神道は宗教ではない」との再燃になります。それこそ靖国問題の根幹です。クリスチャンでも神社参拝は儀礼であり、儀礼であれば強制ではないと、国家権力が神道を介して個人の自由を蹂躪するのです。

第2の危惧は自民党だけでなく、9条を含む改憲の動きが維新の会、みんなの党等、他党にもあると言うことです。安全保障問題と絡んで、国民も改憲、軍拡路線を支持するものが増えております。1930年代の戦争に流れる「翼賛体制」「挙国一致」「国民総動員」的な雰囲気が一気に起きないかということです。戦争を容認すれば、戦死者が出ます。靖国神社への天皇参拝、国民儀礼が形を変えて起こります。国民をまとめるために偶像が持ち出されるでしょう。

「戦争は国会から始まる」（西川重則）又「国家権力や一部の軍部が、たとえ逆立ちをしても決して彼らだけで戦争を起こすことは出来ない。それを煽り支える熱狂的な国民がいてこそ戦争は始められる」（平和遺族会だより）と言われます。平和、信教の自由のために預言者の使命に生き、本気になって抗していかなければならない時が迫っています。

696号 ヤスクニ通信 2013年1月13日
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人 加藤正勝 編集人 川越弘
印刷・発行 栗田英昭 (多摩ニュータウン
永山伝道所) 〒206-0025 東京都多摩市永山
1-16-11 TEL&FAX 042-376-9514